モバイルルーター等の貸与について

大江町教育委員会

大江町では、１人１台タブレットを家庭学習での活用に必要な、各ご家庭のＷｉ－Ｆｉ通信環境整備を支援するため、モバイルルーター等を町内に居住する小中学生又は就学予定者の保護者および町内小中学校に通学する児童生徒又は就学予定者の保護者に無償貸与します。

【貸与を行う物品および個数】

モバイルルーターおよびその付属品を１世帯につき１台

※ＳＩＭカードは含まれません。通信費は各ご家庭での負担となります。

【対象者】

次のいずれかに該当する者

①町内に居住する小中学生の保護者

②町内小中学校に通う児童生徒の保護者

③町内に居住し、申請日から３か月以内に就学を予定する者の保護者

④申請日から３か月以内に町内小中学校に就学を予定する者の保護者

【貸与期間】

令和５年度の３月末日（土曜日曜及び祝日を除く）

【申請方法】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請に必要な書類 | 大江町モバイルルーター等貸与申請書（大江町ＨＰからダウンロードまたは、教育文化課でお受け取りもいただけます。） | |
| 提出先 | 町内各小中学校に通学している場合➡ | 在籍する小中学校 |
| 町外の小中学校に通学している場合➡ | 大江町教育委員会教育文化課 |
| 第一次提出期限 | 令和５年５月３１日（水） | |

※第一次提出期限以降も随時申請可能ですが、貸与日が遅くなる可能性がありますのでご注意ください。

【モバイルルーター等の受け取り方法】

申請書提出後、別途通知のある期日以降に、大江町教育委員会教育文化課（中央公民館内）にお越しください。（土曜日曜および祝日を除く）

【貸与後の注意事項】

〇モバイルルーター等の返却について

以下の場合、返却届を添えて貸与物品を返却してください。

貸与の継続の手続きを行わない場合

貸与期間に関わらず、対象者の要件に該当しなくなった場合

モバイルルーター等を児童生徒の学習で使用する必要がなくなった場合 等

〇モバイルルーター等の破損または紛失について

モバイルルーター等の一部もしくは全部を破損または紛失したときは、速やかに破損・紛失等届を提出してください。弁償及び修理に係る費用は借受者の負担となります。

大江町教育委員会 教育文化課 学校教育係 TEL ０２３７（６２）２２７０